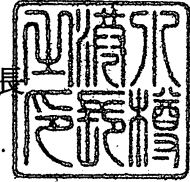


港長公示第1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので同条第2項の規定により、公示する。

平成28年7月13日

小樽港長



小樽港第一区における航泊の禁止について

小樽港第一区において、「第50回おたる潮まつり花火大会」が実施されるため、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会に従事する作業船舶、小樽港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期間

- (1) 平成28年7月29日（金）午後7時50分から午後8時50分まで
- (2) 平成28年7月31日（日）午後7時50分から午後9時00分まで

2 区域（別図参照）

小樽港第1区の下記5点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域

- イ 小樽港色内ふ頭北東防波堤先端部（北緯43-12-23.6 東経141-00-19.0）
- ロ イ点から 65.0度 197mの点（北緯43-12-26.3 東経141-00-26.9）
- ハ イ点から 130.9度 446mの点（北緯43-12-14.1 東経141-00-33.9）
- ニ イ点から 196.9度 539mの点（北緯43-12-06.9 東経141-00-12.0）
- ホ イ点から 203.5度 457mの点（北緯43-12-10.0 東経141-00-10.9）

### 3 標 識

航泊禁止区域を明示するため、花火大会実行委員会により黄色標識灯（単2秒に1閃光）が別図の位置に設置される。

### 4 備 考

（1）航泊禁止期間中は、監視警戒にあたる巡視船艇及び花火大会実行委員会の監視船の指示に従うこと。

（2）花火の打ち上げが中止となった場合は、当該各期間においてこれを解除する。

